

令和7年度 自治会・町内会運営の手引き



藤枝市自治会連合会
藤枝市 協働政策課

もくじ

1. 自治会・町内会活動とは	1 ページ
2. 自治会・町内会への加入促進のために	4 ページ
2. 地区交流センターとは	7 ページ
3. 地区社会福祉協議会（地区社協）とは	9 ページ
4. 認可地縁団体とは	1 1 ページ
5. 藤枝市自治会連合会とは	1 2 ページ
6. 藤枝市 自治会・町内会一覧表	1 3 ページ
7. 自治会・町内会に関するよくあるお問い合わせ	1 5 ページ
8. 自治会・町内会に関する書類等提出スケジュール	1 7 ページ
9. 自治会・町内会への各種補助金等や市への要望、 依頼する募金・会費等の一覧	2 1 ページ
10. 各種委員一覧	3 4 ページ



1. 自治会・町内会活動とは

自治会・町内会などの地域自治組織は自身の地域を住みよい場所にするため、お互いが手を取り合いながら町内のレクリエーション活動や清掃活動、防犯・防災活動などの様々な地域自治活動を行っています。

そして、地域で行う様々な活動に参加してご近所の方と顔見知りになっておくことが、大規模な災害が起こった際の、近隣住民との支え合いの一助となります。令和6年1月に発生した能登半島地震では、地域の人々が手を取り合い、互いに助け合うことで、地域の防災力や地域の人々のつながりの大切さが改めて実感されました。

社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観、人と人のつながりが多様化していますが、地域を基盤とした人と人のつながりは、自治会・町内会等の健全な地域コミュニティを形成し、地域が抱える防災や福祉などの課題を解決するための原動力となり、よりよい生活のためには、自治会・町内会活動が必要不可欠です。

自治会・町内会活動では、その地域の住民が親睦を深め、協力して明るく住みよいまちを築いていくために次のような活動を行っています。

(1) 防災や防犯などの生活安全活動

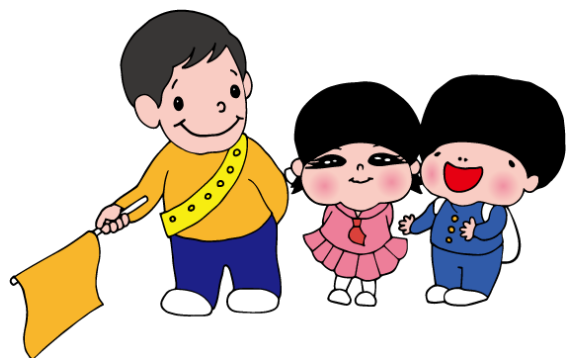
いつ来るか分からない災害（地震、水害等）への備え、悲惨な交通事故の防止と犯罪のない安心して生活できる地域環境づくりの推進。

- 自主防災組織づくり、防災訓練等
- 防犯灯の設置、防犯活動（子ども見守りネットワーク、青パト隊など）
- 交通安全運動のための街頭活動

(2) 地域や施設の維持管理などの環境美化活動

ゴミ出しのルールを守り、集積所を常に清潔に保ち、地区内の清掃活動などを行うことによる、地域の環境美化の推進。

- 地区集会所建設や修繕及び維持管理
- 公園や広場、地域のゴミ拾いや清掃などの美化活動
- 河川や水路、道路等の除草・清掃作業
- ごみ集積所の設置及び維持管理
- 花壇づくり、植樹運動、資源回収



(3) 運動会や祭りなどの親睦交流活動

会員の交流と親睦を目的とした、気軽に参加できる行事を通じて、お互いの顔の見える人間関係をつくり、楽しさを共有し、会員の連帯と協調を深めることによる、明るい地域づくりの推進。

- 地区運動会や各種スポーツ大会などの開催
- 夏祭り、敬老会、健康講座等の開催



(4) 行政情報等の伝達

広報紙の配布や回覧などを通じて、情報提供を行い、会員の情報共有を図るとともに、地域の声を行政に反映することによる、住みよいまちづくりの推進。

- 「広報ふじえだ」など市や各種団体からの情報紙の配布
- 地区内の各種団体との連絡調整
- その他、自治会・町内会での回覧物の作成

【知っておこう】情報をわかりやすく伝えるためには

情報を発信するとき、どのような伝え方をしていますか？

情報を受け取る側には、子どもや障害のある方、外国人などいろいろな方が想定されます。そのため、情報を発信する際は、できるだけ平易な(やさしい)言葉を使うことをおすすめします。

やさしい日本語とは？

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人、子どもや高齢者、障害のある方など、様々な人への情報提供に役立ちます。

最近では、留学や就労目的などにより、市内の外国人人口は増加(2024年12月末時点で2,254人 人口比で1.61%)しています。在住外国人の国籍は様々であるため、すべての国の言葉に翻訳して情報を伝えることには限界があります。

そこで、多くの方が理解しやすい「やさしい日本語」を情報伝達の手段として、使ってみましょう。

「やさしい日本語」への変換例

(例1) できるだけ公共交通機関を利用してご来場ください。

↓
電車や バスに 乗って 来てください。

(例2) 住所をご記入ください。

↓
住んでいる ところを 書いてください



参考: 静岡県 HP

(5) 防災世帯台帳及び災害時における避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳の整備

	防災世帯台帳	災害時における避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（防災世帯台帳の裏面）
目 的	地震等の災害時に備え、町内会単位等で自主防災会を組織し、災害時の安否確認や、人員の把握に必要な情報を事前に集めるため。	町内会（自主防災会）において、避難行動要支援者（高齢者、要介護者、障害者等の内、災害時に自力での避難が困難でかつ家族による必要な支援が受けられない人）の情報を平常時から把握することにより、地震等の災害発生時に、避難行動要支援者の支援をスムーズに行うため。 また、地域支援者を選定すること等により地域の支援体制を構築するため。
対象者	市内に居住する人	避難行動要支援者に該当する人
注意事項	●最新の情報を把握するために定期的な更新（2年に1度程度）をお願いします。【共通】 ●登録台帳の情報を平常時から関係機関で利用するため、様式上段の個人情報提供の同意欄に署名をいただくようにしてください。また、個人情報の同意欄に署名がある人の情報については、地域の民生委員から求めがあれば、台帳の開示をお願いします。【裏面のみ】 ●避難時の地域支援者が未記入の場合、地域で支援者を決めていただくようお願いします。【裏面のみ】	
担当課	地域防災課 地域防災係 ☎ 6 4 3 - 2 1 1 0	福祉政策課 福祉政策係 ☎ 6 4 3 - 3 1 4 8

2. 自治会・町内会への加入促進のために

自治会・町内会は、地域住民にとって最も身近な地域団体として防災や防犯、環境美化活動、住民同士の交流などに取り組んでいますが、自治会・町内会への加入を強制することはできず、加入の判断は本人の意思により行われます。

自治会・町内会の活動内容や加入することのメリット、一人一人の力が地域づくりを支えることを伝えて加入の必要性を理解してもらいましょう。

（１）自治会・町内会加入対象者への説明

新規転入者や既に住んでいるが未加入の人に対し、あいさつ状（P 6 参照）、町内会加入のご案内、防災世帯台帳、イベント案内チラシ（年間行事予定、活動内容等）、管内地図等、その他必要と思われるものを持って、直接加入案内の説明、もしくはポストに投函しましょう。

【加入案内の説明に行く際の注意点】

- 相手の対応不可能な時間帯は避ける。
- 加入案内の説明は簡単に済ませる。

（２）加入案内時によくある問い合わせ

あくまでも一般例であるため、各町内会の活動状況に応じてご活用ください。

Q 自治会・町内会って何ですか？

- A 地域住民の親睦、連帯感を図るとともに、交通安全や防犯、美化活動などを実施し、自分たちの地域を住みよいまちにしていこうための自主的な任意の団体です。大規模な災害が起こった際には、地域の人々が手を取り合い、互いに助け合うことで、地域防災活動を行います。

Q 自治会・町内会ってどんな活動をしているのですか？

- A 会員相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯のためのパトロール、防灯の設置維持など、様々な活動を通じ、安全安心なより良い地域づくりを行っています。

Q 自治会・町内会において親睦活動を行うメリットは何ですか？

- A 地域でのふれあいの機会が多くなれば、顔見知りが増え連帯感が高まり、防犯面の安全向上につながるほか、災害など緊急時に地域が一体となって対応できます。

Q 自治会・町内会に加入するとどんなメリットがありますか？

- A 自治会・町内会は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安全安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは多くの皆さんの参加により実現します。

Q 自治会・町内会と市の関係は？

A 地域での日頃の支え合いや、災害時の助け合いができる環境づくり、地域の課題などは、市だけで解決できることではありません。自治会・町内会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の手の届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができる関係です。

Q 個人情報についてはきちんと管理されているのですか？

A 皆さんからご提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用しておりますが、自治会・町内会の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し適正に管理しています。

Q 自治会・町内会に入らないといけないのですか？

A 加入は強制ではありません。しかし、防犯、防災や子どもの見守り、高齢者支援など、生活に密着した問題には近隣の助け合いが必要になります。災害時や非常時に対応する体制づくりのためにも皆さんの参加が必要です。

Q 高齢なので自治会・町内会に入れません。

A 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。無理のない範囲での参加・協力で構わないので、自治会・町内会への加入の際に、事情をお伝えください。

Q 忙しくて帰りも遅く自治会・町内会活動に参加できないのですが。

A 休日の行事など、それぞれの事情にあわせて、できる範囲で参加していただければ構いません。町内会の活動はみんなで協力しあって行っております。

(3) 集合居住者・事業者への加入呼びかけ

【分譲マンションの場合】

建物の区分所有等に関する法律に基づき管理組合を設置することになっています。管理組合を窓口として町内会の加入促進を行うようにしましょう。

販売会社や管理会社を通じてマンション契約者に対し、加入の働きかけを してもらおうよう依頼しましょう。

【賃貸マンション、アパートの場合】

家主自身に対する呼びかけを行いましょう。家主自身に窓口になってもらい、加入促進の協力を依頼しましょう。

【事業者への呼びかけ】

同じ地域の一員として、事業者にも加入を依頼しましょう。地元の情報は事業者にとっても大切なことですし、いざというときに協力体制が築けることはお互いにメリットのあることです。

あいさつ文参考例

ご転入された皆様へ（ごあいさつ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、〇〇町内会の区域へご転入されましたこと、〇〇町内会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇町内会は、現在多くの皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民誰もが暮らしやすい環境を作るため日々活動しています。

例えば、自主防災組織を運営し、要支援者避難支援や、日頃から防災用品などの備蓄や防災訓練を行うなど、いざというときの備えをしています。また、市などからの行政情報の回覧や地域住民のふれあいの場となる夏祭りなどを実施しているほか、子どもや高齢者の見守り活動、地域の安全を守る防犯パトロールなども行っており、夜道を照らす防犯灯の設置要望・点検も自治会・町内会で行っております。

〇〇様が、少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、〇〇町内会の会員一同、町内会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の隣組長（町内会長）へ加入申込書をご提出ください。

年 月 日
〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇

☆ お知らせ

あなたのお住まいの地区は〇〇組です。

隣組長は、〇〇〇〇さん、（〇〇町 1-3-3、電話〇〇〇-〇〇〇〇）です。

※ 〇〇町内会の会費は、月額〇〇〇円です。毎〇回、〇月頃に集金しています。

☆ 参考：役員連絡先

会 長 〇 〇 〇 〇 （〇〇町 1-1-1 電話〇〇〇-〇〇〇〇）

3. 地区交流センターとは【協働政策課 ☎643-3189（直通）】

藤枝市では、「地区交流センター」において、生涯学習講座等の社会教育事業の実施、地域に密着した行政窓口サービスの取り扱いとともに、地域のコミュニティ活動の拠点として、自治会・町内会を中心とした地域の皆さまによる「住みよいまちづくり」の支援を行っています。

行政と地域住民が協働し、地域の特色あるコミュニティ活動などを通じた地域づくりへの取り組みや、地域の課題に迅速に対応することにより、地域住民が地域全体の活力や元気を実感でき、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

（１）「地区交流センター」の機能と役割

地区交流センターでは、地域と行政が協働してまちづくりを行う拠点施設として、次の取り組みを実施しています。

① 地域づくり・コミュニティ醸成

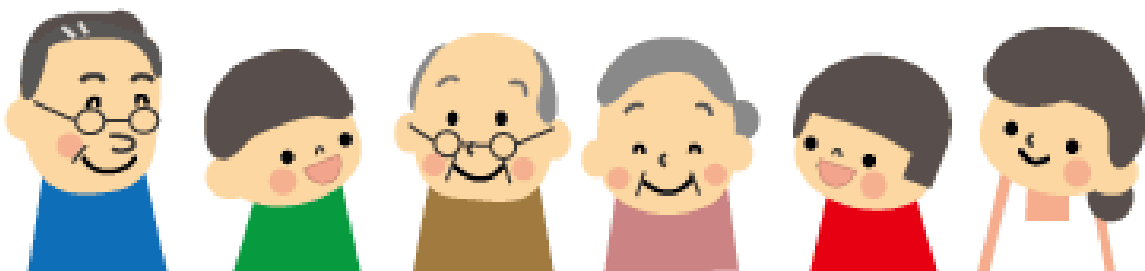
- 生涯学習事業を通じた地域活動を担う人材の育成
- 自治会等地域と市役所関係課との調整、地域活動団体の横の連携の支援
- 行政情報の地域への発信・住民理解の促進
- 新たな地域コミュニティ組織の研究・検討（「協働」の推進）

② 地域防災の強化

- 自主防災組織の育成機能の強化
- 防災訓練における行政と自主防災会の連携の推進

③ 地域行政サービスの強化

- 相談機能の強化
- 施設利用の促進



（２）協働で元気なまちづくり事業 ～地域からの提案事業～

行政と地域住民が協働して、地域の新たなコミュニティ活動への支援や緊急的課題に迅速に対応することで、地域全体の活力や元気を実感でき、安全で安心して暮らすことのできる「魅力と特色あるまちづくりを推進する」ことを目的として、平成 23 年度から「協働で元気なまちづくり事業」を実施しています。

この事業の最大の特徴は、地域からの提案に基づくものであることです。地域の課題解決や元気創造への取組みについては、それぞれの地域に暮らす人たちが最もよく理解されているため、それらを提案していただくことで、より実効性のある施策を展開しています。

【対象事業】

- ① 地域住民による地域特性を活かした個性的、活発なコミュニティ活動を促進する事業
〈例〉新規で開催されるお祭り、イベント等
- ② 地域の防犯活動、又は、交通安全啓発活動、地域の危険箇所の改善に対応する事業
〈例〉パトロール活動消耗品、危険箇所注意喚起の看板作成等
- ③ 公共性が高く、地域のために緊急的に実施する必要がある事業
〈例〉掲示板の設置など小規模な工事等
- ④ 地域住民による先進的な地域活動に対する支援事業
他の地域において実施されておらず、地域が継続的に取り組む事業や地域の資源となる事業への支援を行います。
〈例〉デジタル機器導入にかかる操作研修等への補助

【事業執行窓口】

◆瀬戸谷地区交流センター	☎ 6 3 9 - 0 1 2 0
◆稲葉地区交流センター	☎ 6 4 3 - 5 0 0 5
◆葉梨地区交流センター	☎ 6 3 8 - 1 3 7 6
◆広幡地区交流センター	☎ 6 4 3 - 1 7 6 6
◆西益津地区交流センター	☎ 6 4 1 - 8 8 6 2
◆藤枝地区交流センター	☎ 6 3 1 - 6 4 5 1
◆青島北地区交流センター	☎ 6 4 5 - 2 3 0 0
◆青島南地区交流センター	☎ 6 3 6 - 3 7 6 5
◆高洲地区交流センター	☎ 6 3 5 - 1 4 5 8
◆大洲地区交流センター	☎ 6 3 6 - 0 0 5 9
◆岡部支所	☎ 6 6 7 - 3 4 1 1



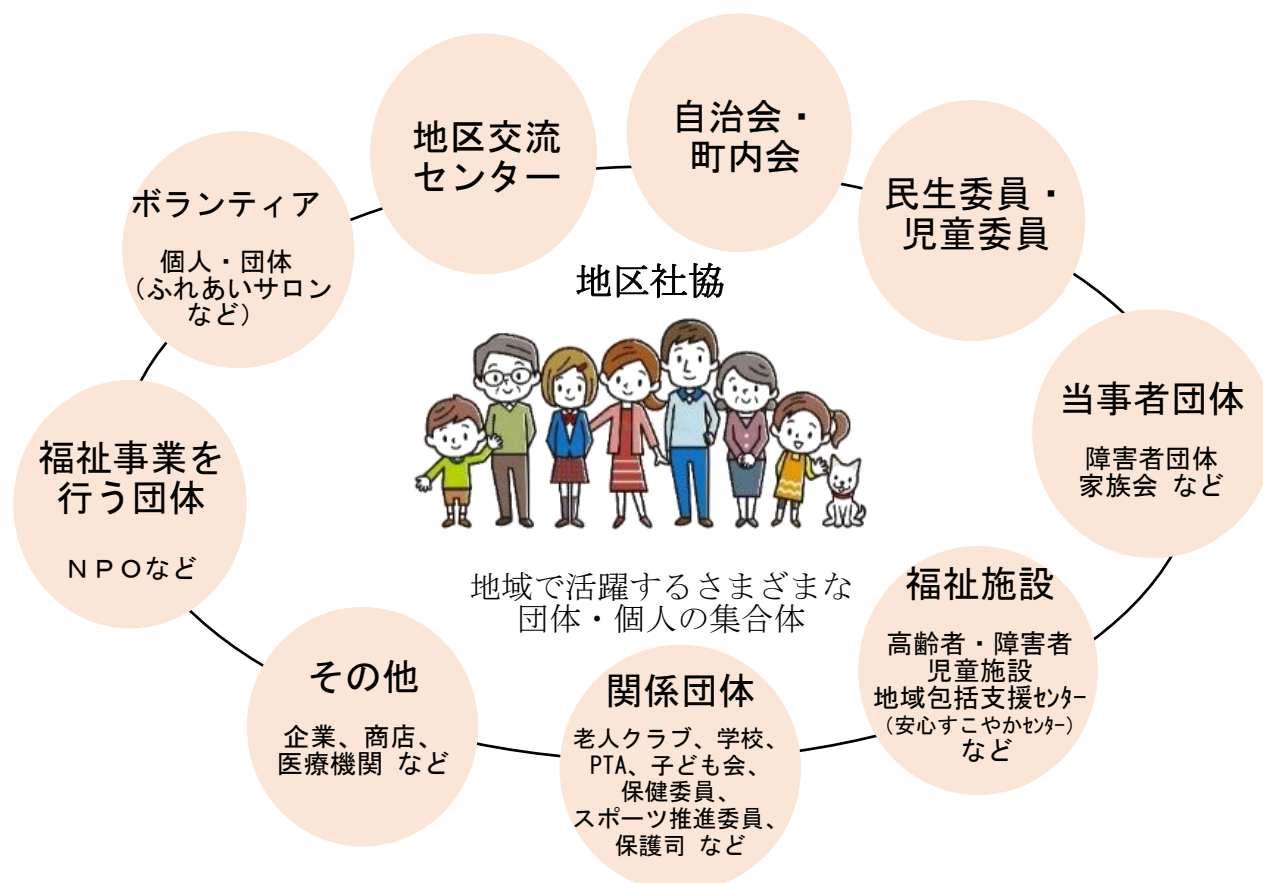
4. 地区社会福祉協議会（地区社協）とは【市社会福祉協議会 ☎667-2940（直通）】

地区社会福祉協議会（以下、地区社協）とは、自分たちの暮らす地域を自分たちでよりよくしていくために活動を展開する、住民の自主的な組織です。暮らしの中にあるさまざまな課題は、自治会・町内会などの一つの組織だけでは解決が難しいものもあります。住民同士で課題を共有し、横のつながりを作りながら、お互いに助け合うさまざまな活動を行っています。

（１）地区社協の構成

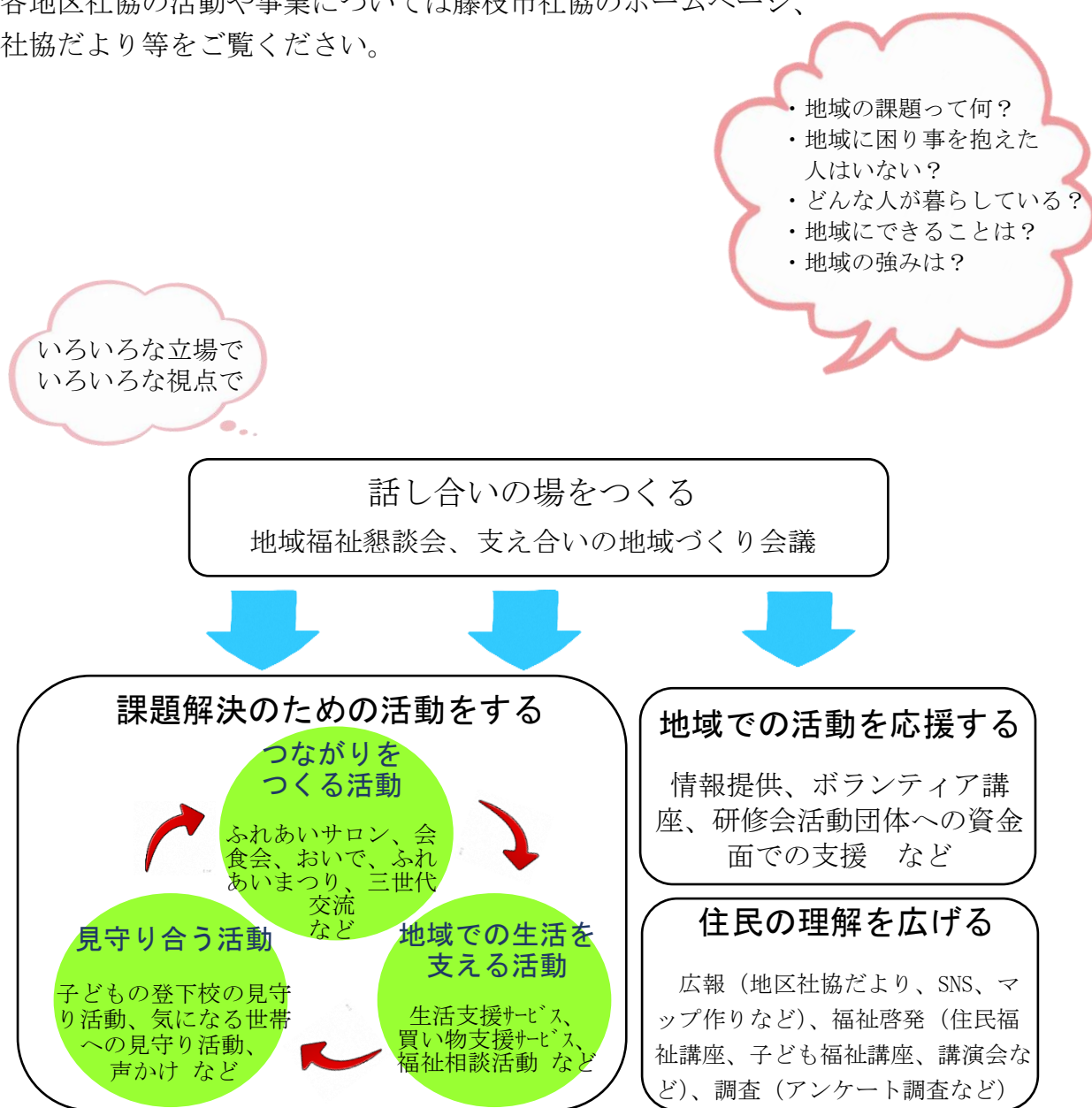
地区社協は、市内 10 地区（瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、西益津、藤枝、青島、高洲、大洲、岡部）に組織されています。それぞれの地区社協では、地域の日常生活上の困りごとの解決に向けて、地域住民を会員として、自治会・町内会、民生委員・児童委員のほか、必要なメンバーを柔軟に組み入れてネットワークを組織しています。

構成メンバーである各種団体や機関が各々の特性を生かしつつ、解決策を話し合い、協働体制を組むことによって組織的な活動を行っています。



（２）地区社協の活動

地域の課題に応じて、さまざまな事業を展開しています。
各地区社協の活動や事業については藤枝市社協のホームページ、
社協だより等をご覧ください。



（３）藤枝市社協と地区社協

藤枝市社協では、地域住民が自ら企画・立案する地区社協の活動が充実・発展するよう、地区社協の組織運営や事業活動への助言・協力、事業費への助成など地区社協の支援を行っています。

5. 認可地縁団体とは【協働政策課 ☎643-3189（直通）】

認可地縁団体とは、地域的な共同活動を円滑に行うために、地方自治法等に定められた要件を満たし、市長の認可により法人化した団体であり、法人格を持つという点で、通常の自治会・町内会とは区別されます。

町内会館などの建物や土地を団体として所有することを目的とし、認可地縁団体として活動を行う団体が主となっています。市内では、自治会・町内会等の計43団体が認可されています。（令和7年4月1日時点）

（１）認可要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
※「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域内に住所を有する個人すべて」という意味です。（外国人も含まれる。）
※「相当数」とは、「一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合」を概ね「相当数」とみなされる。
- ④ 規約を定めていること。

《規約で定める事項》

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 目的 | (2) 名称 |
| (3) 区域 | (4) 主たる事務所の所在地 |
| (5) 構成員の資格に関する事項 | (6) 代表者に関する事項 |
| (7) 会議に関する事項 | (8) 資産に関する事項 |

（２）認可申請書類

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会資料・議事録）
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書等）
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑦ 区域を表した地図（住宅地図の写しに区域を朱書したものでもよい）

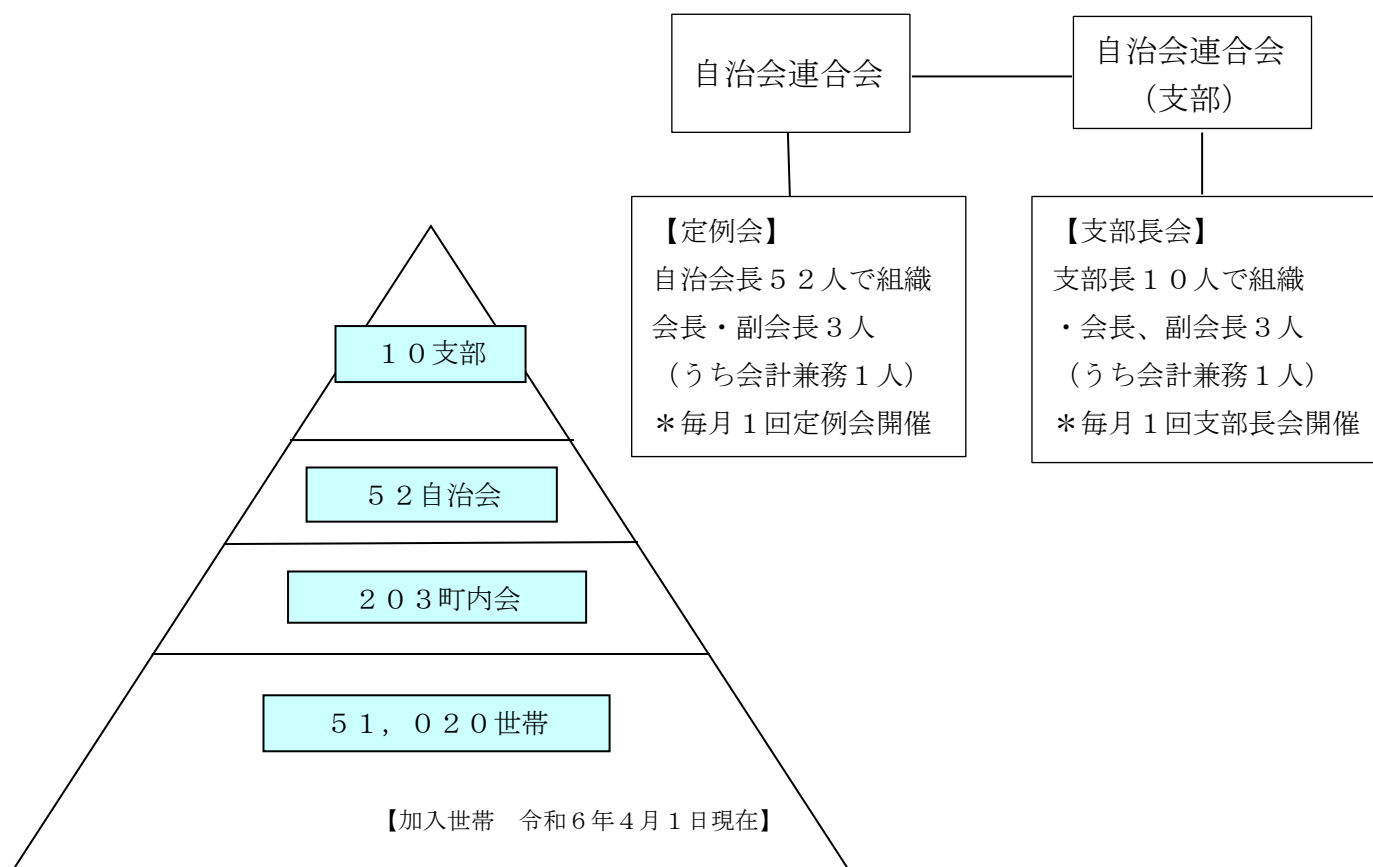
6. 藤枝市自治会連合会とは【事務局 ☎643-3189（協働政策課内）】

藤枝市内の各自治会をもって組織される任意の団体です。市内の自治会相互の親睦と緊密な連絡を図り、自治会共通事業を推進し、市と協力して住民福祉と地方自治の発展に寄与することを目的としています。

（１）主な事業

- ① 防犯まちづくり推進活動事業
〈例〉安全安心まちづくりの集いの実施等
- ② 地域安全推進活動事業防犯
〈例〉自治会・町内会で行う地域安全活動（防犯パトロールや交通安全推進活動等）への活動費の交付等
- ③ 市民総ぐるみ交通安全活動事業
〈例〉交通安全のぼり旗など啓発品の作成、配布等
- ④ 会員の資質の向上を図る研修事業
〈例〉先進自治会への視察研修や近隣市との合同研修等

（２）藤枝市自治会連合会の組織図



7. 藤枝市 自治会・町内会一覧表

自治会名	町 内 会 名
瀬戸谷第 1	本郷
瀬戸谷第 2	たかね、中里
瀬戸谷第 3	滝沢、滝ノ谷
稲 葉 第 1	堀之内、谷稲葉
稲 葉 第 2	寺島、助宗、宮原
葉 梨 第 1	北方、白藤、西方
葉 梨 第 2	中ノ合、花倉、上川、横見、中田
葉 梨 第 3	上藪田、下藪田、藤枝サニーヒルズ、清里一丁目、清里二丁目、南清里、高田
葉 梨 第 4	時ヶ谷第 1、時ヶ谷第 2、時ヶ谷第 3、時ヶ谷第 4
広 幡 第 1	水守、八幡、鬼島、上当間
広 幡 第 2	下当間、仮宿、潮、横内
西益津第 1	長楽寺 2、益津下、郡 1、郡 2、稲川
西益津第 2	大手、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目
西益津第 3	平島第 1、平島第 2、平島第 3、平島第 4
藤 枝 第 1	原第 1、原第 2、原第 3、原第 4、原第 5、原第 6
藤 枝 第 2	木町第 1、木町第 2、木町第 3、木町第 4、木町第 5
藤 枝 第 3	栄、上伝馬、小坂
藤 枝 第 4	益津
藤 枝 第 5	岡出山一丁目、岡出山二丁目、岡出山三丁目
藤 枝 第 6	千才、長楽寺 1
藤 枝 第 7	白子、下伝馬、左車
藤 枝 第 8	市部第 1、市部第 2、市部第 3
藤 枝 第 9	藤岡一丁目、藤岡二丁目、藤岡三丁目、藤岡四丁目、藤岡五丁目
藤 枝 第 10	五十海東、五十海西
青 島 第 1	前島上東、前島上西、前島仲
青 島 第 2	田沼北、田沼中、田沼南

自治会名	町 内 会 名
青 島 第 3	日の出町、富士見町、小石川町、東町、メゾン・グランツ藤枝、 マックス・ザ・タワー藤枝
青 島 第 4	駅前第1、駅前第2、駅前第3、喜多町、ファミリー藤枝、 サーパス西公園、エンブルエバー藤枝駅前
青 島 第 5	駿河台一丁目、駿河台二丁目、駿河台三・五丁目、駿河台団地、 駿河台西団地、メゾン駿河台、南駿河台一・二丁目、 南駿河台三丁目、南駿河台四丁目、南駿河台五丁目、南駿河台六丁目
青 島 第 6	青木北、青木西、青木東、青木南
青 島 第 7	志太第1、志太第2、志太第3、志太第4、志太第5
青 島 第 8	瀬戸新屋、水上、南新屋、新南新屋、芙蓉台、緑の丘
青 島 第 9	追分、追分西、青葉町中、青葉町南
青 島 第 10	一里山、三軒屋、光洋台、瀬戸、内瀬戸
青 島 第 11	青南町上、青南町下
青 島 第 12	瀬古第1、瀬古第2、瀬古第3、ふじみ台、県営瀬古団地
高 洲 第 1	築地、築地上
高 洲 第 2 西	高柳上、高柳仁平
高 洲 第 2 北	高柳切島、高柳茶屋河原
高 洲 第 2 東	高柳大淵、高柳下、高柳巾溝
高 洲 第 3	兵太夫南、兵太夫中、兵太夫北、兵太夫下
高 洲 第 4	兵太夫上第1、兵太夫上第2、兵太夫上第3、兵太夫上第4、兵太夫上第5
高 洲 第 5	大新島、与左衛門
大 洲 第 1	大東町西、大東町北、大東町東、大東町南
大 洲 第 2	善左衛門下、善左衛門上
大 洲 第 3	弥左衛門、泉町、忠兵衛、青洲団地
大 洲 第 4	源助、五平
岡 部 第 1	横添、岡部台、川原町、岡部
岡 部 第 2	内一、内二第一、内二第二、内二第三
岡 部 第 3	岡部南、岡部本郷、山東、三輪旭ヶ丘、三輪やよい、三輪、オレンジ、三輪向原
岡 部 第 4	子持坂、入野、村良、桂島
岡 部 第 5	羽佐間、殿、新舟、宮島、小園、青羽根、玉取

8. 自治会・町内会に関するよくあるお問い合わせ

Q 1 自治会・町内会にも個人情報保護法は適用されるのですか？

個人情報保護法は、自治会や町内会などを含むすべての事業者に適用されますので、次のことに注意して適切な管理・取り扱いをお願いします。

【個人情報の取り扱いの注意点】

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外に使わないこと。
やむを得ず別の目的で利用するときは、本人の同意を得ること。
- ③ 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること。
- ④ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑤ 取得した個人情報は安全に管理すること。

＜取り組み事例＞

- ・住所や電話番号などの個人情報は、必要な役員同士でのみ共有
- ・配布用の役員名簿には、役員の所属する組と氏名のみを記載



Q 2 町内会費等に各種募金や神社氏子会費などを含めて徴収してもいいのですか？

各種募金や神社氏子会費などの集め方について、多くの住民から疑問や意見が寄せられています。

また、各種募金や寄付金を町内会費等から支払うことは、違法であると判断された裁判例も過去にあります。募金や寄付行為は、個人の自由意志であるため、会費から支払うという強制徴収の形式は、本来の趣旨に反します。あくまで、任意で行われるべきものであり、強制することはできませんので、ご注意ください。

＜取り組み事例＞

- ・町内会等とは別に氏子会を組織し、独立した会計を設置
- ・個別に会費を徴収し、氏子会として活動

【参考】氏子会費に関する判例

- ・自治会において、宗教関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費を徴収する方法が、当該宗教を信仰しない者にとっては、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであるとされた事例（最高裁判平成20年4月3日）
- ・自治会費に含まれる神社関係費を拒絶した自治会員に対して、自治会員としての取り扱いをしなかった自治会の行為は神社神道を信仰しない自治会員の信教の自由を侵害し違法であるとして、神社関係費を拒絶した自治会員も自治会員として取り扱うことが認められた事例（佐賀地判平成14年4月12日）

Q 3 役員はどのように選出すればいいのですか？

役員のなり手がいないというのは、多くの自治会や町内会が抱える悩みです。役員の負担感が多いというのが原因で、選出するのが難しいと言われる場合が多いため、多くの方ができる限り負担感なく役員として活動できるよう、マニュアルの作成や、事務の効率化を進める必要があります。

ちなみに、役員の選出方法として、立候補や組単位の持ち回りを採用しているところ、組ごと1人を推薦し、会員選挙を行う方法を用いているところ等があります。

令和5年度に作成した藤枝市の自治会事例集には、持続可能な地域自治の実現に向け、役員の選出方法を含めた様々な事例が掲載されています。ぜひ手に取ってみてください。

<取り組み事例>

- ・夏頃から次期役員への呼びかけを始める等、余裕を持った役員選定し、十分な引継ぎ期間を確保
- ・会員が多く集まる総会にて、役員への協力を呼びかけ

Q 4 脱会したいという人にはどのように働きかければいいのですか？

高齢化や核家族化、共働き世帯の増加、さらには身体的、経済的な事情などから、自治会・町内会の活動に参加することや会費を支払うことが困難であるため、脱会したいという世帯もあります。こうした相談を受けた時は、簡単に可・不可を判断するのではなく、その人がそう思う背景を尋ねてみましょう。

地域の行事や付き合いが負担になっている場合は、これまでの活動を見直す（減らす・統合する）必要があるかもしれません。会費が負担になっているのであれば、一律に負担する会費の額を最低限に抑え、行事費などについては、参加費や寄付金でまかなうなどの工夫が必要です。

少子高齢化やライフスタイルの変化を勘案し、現状を把握しながら活動内容を見直してみてもいいでしょうか。自治会・町内会での活動は地域住民で作り上げてきたものであり、活動の内容を実情に合わせて変化させていくのも自治会・町内会の自由となります。これまでどおりの前例踏襲の活動ではなく、今の住民の生活を改めて見つめ直し、暮らしやすい生活のための自治会・町内会としての原点に立ち戻り、住民全員で話し合い決めていくことが大切です。

特に、前例踏襲の活動に疑問を抱いている人は地域内にその方だけとは限らないため、まずは自治会・町内会の役員や他の町内会長・自治会長と相談をして、脱会したい人との丁寧な話し合いの場を持ちましょう。

<取り組み事例>

- ・町内会等の活動や会費について、地域の実態に応じた負担軽減策を考案する。
- ・脱会希望者にアンケートを実施するなど、脱会理由を把握し、改善を図る。

9. 自治会・町内会に関する書類等提出スケジュール

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
4 月	前年度 3 月	自治会 町内会等	環境衛生功労者用表彰者推薦書 ※該当者がいる場合のみ	生活環境課 南館 3 階 ☎643-3681
			環境美化功労者用表彰者推薦書 ※該当者がいる場合のみ	
5 月	4 月	自治会 町内会	自治会等事務費交付金 自治会・町内会加入世帯数調べ	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189
			コミュニティ（宝くじ）助成事業補助金 交付申請 ※前年度に申請し、採択された事業に限る	
		自治会 町内会	無事故・無違反チャレンジ参加申込書 ※参加にご協力いただける場合	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
			見守り防犯カメラ設置費補助金に係る 事前相談申込書 ※前年度に要望を提出した団体	
6 月	4 月	自治会 町内会	防犯灯電気料交付金申請書	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
	5 月	自治会	地域スポーツ振興交付金申請書兼請求書	スポーツ振興課 東館 4 階 ☎643-3126
	4 月	自治会 町内会	環自協会費の納入	生活環境課 南館 3 階 ☎643-3681
7 月	6 月	自治会 町内会	①地区敬老事業助成金申請書 ②地区敬老事業実施計画書	地域包括ケア推進課 西館 1 階 ☎643-3225
	5 月	自治会 支部	シニア大賞事業 推薦書	

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
7 月	5 月	自治会 町内会	藤枝市社会福祉協議会会費	藤枝市社会福祉協議会 福祉センターきすみれ ☎667-2940
8 月	5 月	自治会 町内会	日本赤十字社会費	福祉政策課 西館 1 階 ☎643-3148
9 月	7 月	自治会 町内会	【次年度実施分】 見守り防犯カメラ設置要望書	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
		自治会 町内会	【次年度実施分】 防犯灯設置新設要望書	
		自治会 町内会 等	【次年度実施分】 コミュニティ（宝くじ）助成事業 申請書	協働政策課 ☎643-3189 地域防災課 ☎643-2110 生涯学習課 ☎643-3047
		自治会 町内会	【次年度実施分】 地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書	協働政策課 ☎643-3189 地域包括ケア推進課 ☎643-3225
		自治会 町内会	今後 10 年間の地区集会所整備計画書	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189
10 月	9 月	自治会 町内会	地区敬老事業実施報告書	地域包括ケア推進課 西館 1 階 ☎643-3225
		自治会 町内会	赤い羽根共同募金	藤枝市社会福祉協議会 （市共同募金委員会） 福祉センターきすみれ ☎667-2940

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
12 月	9 月	自治会 町内会	歳末たすけあい募金	藤枝市社会福祉協議会 (市共同募金委員会) 福祉センターきすみれ ☎667-2940
2 月	1 2 月	自治会 町内会	広報物配布者報告書	総務課 東館 3 階 ☎643-3228
		自治会 町内会	①自治協力委員推薦書及び報告書 ②町内会長報告書	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189
		自治会 町内会 等	①地域防災指導員（新規受講生）推薦書 ②地域防災指導員継続確認表 ③自主防災会役員名簿	地域防災課 東館 2 階 ☎643-2110
		自治会 町内会	交通安全指導員 推薦書	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
		自治会 町内会	①環 自 協 委 員 変更届 ②環自協常任理事 変更届	生活環境課 南館 3 階 ☎643-3681
		自治会 町内会	環境美化推進員 変更届	
		自治会 町内会	保健委員推薦名簿	健康推進課 保健センター 2 階 ☎645-1111
	1 月	自治会	無事故・無違反チャレンジ結果報告	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
3 月	1 2 月	自治会	①青少年補導員 推薦書 ②青少年補導員 承諾書及び委任状	生涯学習課 生涯学習センター内 ☎643-3047
	2 月	自治会	自治協力委員会資料配布希望数	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
随時	4月	自治会 町内会	交通規制要望書	建設管理課 東館2階 ☎643-3167
			交通安全施設設置要望書	
			位置指定道路整備事業費補助金事前調査申込書	
			※申込者は道路敷所有者や住民 ※申込は原則として8月末まで	
		自治会 町内会	土木工事施工申請書（道路・河川）	道路課 東館2階 ☎643-3169
		自治会 町内会	公園施設整備申請書	花と緑の課 東館2階 ☎643-3487
		町内会 等	原材料支給・重機借り上げ申請書	農林基盤整備課 南館1階 ☎643-3350
			治山工事施工要望書	
			土木工事施工申請書（農業）	
		自治会 町内会	防犯灯設置費補助金申請書 ※LED灯での新設のみ前年度に要望が必要です	交通安全・地域安全課 東館4階 ☎631-5553
			見守り防犯カメラ設置費補助金申請書 ※5月以降随時申請可能（内示決定通知後）	
隔年等	前年度 7月	自治会 町内会	集会所設置費補助金申請書 ※前年度に要望が必要です	協働政策課 ☎643-3189 地域包括ケア推進課 ☎643-3225
			地域防災拠点施設整備事業補助金申請書 ※前年度に要望が必要です	協働政策課 東館4階 ☎643-3189
	4月	自治会 町内会	国勢調査 調査員推薦書 ※5年に一度（次回提出は令和7年度）	総務課 西館3階 ☎643-3818
	5月	自治会 町内会	民生委員・児童委員定数見直しに係る要望書 ※3年に一度（次回提出は令和9年度）	福祉政策課 西館1階 ☎643-3148
	12月	自治会	民生委員・児童委員候補者個人別調書 ※3年に一度（次回提出は令和9年度）	
		自治会 町内会	スポーツ推進委員 推薦書 ※2年に一度（次回提出は令和7年度）	スポーツ振興課 東館4階 ☎643-3126

10. 自治会・町内会への各種補助金等や市への要望、依頼する募金・会費等の一覧

(1) 補助金等

内 容	担当課	ページ
① 自治会等事務費交付金	協働政策課	22
② 防犯灯電気料交付金	交通安全・地域安全課	22
③ 地域スポーツ振興交付金	スポーツ振興課	23
④ 地区敬老事業助成金	地域包括ケア推進課	23
⑤ 防犯灯設置費補助金 ※蛍光灯からLEDへの切替・修繕	交通安全・地域安全課	24
⑥ 資源・不燃ごみ分別収集協力奨励交付金	生活環境課	24

(2) 前年度に要望書の提出が必要な補助金等

内 容	担当課	ページ
① コミュニティ事業（宝くじ）補助金	協働政策課	25
② 見守り防犯カメラ設置費補助金	交通安全・地域安全課	25
③ 位置指定道路整備事業費補助金事前調査申込書	建設管理課	25
④ 防犯灯設置費補助金※LED灯での新設	交通安全・地域安全課	26
⑤ 集会所設置費補助金 ※新築・改築・増築・修繕・耐震・老人憩いの家備品購入	協働政策課 地域包括ケア推進課	27
⑥ 地域防災拠点施設整備事業補助金	協働政策課	29

(3) 市への要望等

内 容	担当課	ページ
① 治山工事施行要望書	農林基盤整備課	30
② 原材料支給		
③ 重機借り上げ		
④ 土木工事施工申請	道路課・河川課 農林基盤整備課	31
⑤ 公園施設整備申請書	花と緑の課	31
⑥ 交通安全施設設置要望	建設管理課	32
⑦ 交通規制要望		

(4) 依頼する募金や会費 ※任意であり強制ではありません

内 容	担当課	ページ
① 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金	藤枝市社会福祉協議会	33
② 環自協会費	生活環境課	
③ 藤枝市社会福祉協議会会費	藤枝市社会福祉協議会	
④ 日本赤十字社会費	福祉政策課	

(1) 補助金等

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
①	4 月	自治会等事務費 交付金	自治会等の運 営に要する財 政負担を軽減 するため	4/1 現在において 自治会・町内会が 報告する加入世 帯数を基準に自 治会等の運営に 要する経費	1,050 円／世帯	前期… 6 月 後期…10 月	自治会長 が取りま とめて申 請し、自 治会口座 へ振込	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189
②	4 月 ～ 5 月 頃	防犯灯電気料 交付金	防犯灯維持管 理に要する自 治会等の財政 負担を軽減す るため	自治会・町内会が 維持管理する防 犯灯に要する電 気料	前期・後期ともに次の①、② のとおり交付金額を算出 ①LED 灯数×LED 電気料平均 単価×6 か月×3/4 ②蛍光灯灯数×蛍光灯電気 料平均単価×6 か月×3/4 ※電気料平均単価は、次の区 分をもとに前期・後期毎算出 ○LED 灯区分:10 ワットまで ○LED 灯以外の防犯灯区分: 20～40 ワットまで ※4 月分の電気料領収書の 灯数から交付金を算出	前期… 9 月 後期… 2 月	管理する 自治会・ 町内会が 申請。自 治会また は町内会 が申請し た口座へ 振込	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
③	5 月 頃	地域スポーツ 振興交付金	地域における スポーツの振 興を図るため	スポーツに関す るイベントの開 催及びその他地 域におけるスポ ーツの振興に資 する事業	平等割額と人口割額の合計 額とする ①平等割額は予算額の 40% に相当する額を自治会数で 除して得た額 ②人口割額は予算額の 60% に相当する額に前年度 3/31 現在における自治会・町内会 別人口に基づく当該自治会 の人口を全自治会人口で除 して得た値を乗じて得た額	6 月頃	支部また は自治会 ごとに申 請。	スポーツ振興課 東館 4 階 ☎643-3126
④	7 月	地区敬老事業 助成金	各地区等にて 開催される敬 老事業の財政 負担軽減のため	地区敬老会の経費	75 歳以上の高齢者数× 1,700 円 ※R7 年度の方針について は改めて説明します。	8 月	7 月 交付申請 9～10 月 実績報告 実施主体 ごとに申請	地域包括ケア推進課 西館 1 階 ☎643-3225

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	防犯灯設置費 補助金 【蛍光灯から LED への切替・修 繕】 ※年度末に1年 間分をまとめて 申請すると、予算 の都合上、交付で きなくなる恐れ がありますので、 定期的な提出に ご協力をお願い します。	環境及び経済 面を考慮した 維持管理によ り、持続的な 地域の防犯体 制推進を支援 するため	自治会・町内会が 維持管理する 既存防犯灯の ①蛍光灯から LED 灯への切替 ②修繕 ・LED の故障、球切 れによる器具交換 等 ・ポール等の修繕 ・配線器具の修繕・ 交換等	①蛍光灯から LED 灯への 切替 施工金額×2/3 以内 ※上限 15,000 円 ②修繕 施工金額×1/2 以内 ※上限 7,000 円 《注意》 「蛍光灯を利用した防犯灯 にかかる修繕及び防犯灯の 撤去のみ」は補助対象外とな ります	①4～6 月 提出分 …8 月交付 ②7～9 月 提出分 …11 月交付 ③10～12 月 提出分 …2 月交付 ④1～3 月 提出分 …5 月交付	維持管理 する自治 会・町内 会が申 請。自治 会または 町内会が 申請した 口座へ振 込。	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
⑥	不要	資源・不燃ごみ 分別収集協力 奨励交付金	市民の循環型 社会構築への 思考を啓発 し、住みよい 生活環境を作 るため	各種ごみの分別 等への協力に対 し、町内会（自治 会）へ奨励金を交 付する。 ※納入された環 自協会費の世帯 数を基準とする	単価×世帯数 《予定》 令和 7 年度単価=172 円 ※生ごみ分別地区=200 円	2 月	環自協会 費納入世 帯数を基 準とする ため申請 不要。	生活環境課 （環自協事務局） 南館 3 階 ☎643-3681

(2) 前年度に要望書の提出が必要な補助金等

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
①	補助 内示 後	コミュニティ (宝くじ) 補助金 ※前年度9月に 申請し、採択 された自治会・ 町内会が対象	地域や組織の 実施するコミ ュニティ活動 の推進や健全 な発展を図る ため	一般コミュニティ助成 事業 (コミュニティ活動 に直接必要な備品)	100 万～250 万円 (10 万円未満切り捨てで 10/10 以内の助成)	概算払い又は 実績報告書 提出後、随 時	自治総合セ ンターで審 査されるた め、必ず採 択になると は限りませ ん。	協働政策課 東館 4 階 ☎643-3189
				コミュニティセンター 助成事業 (集会施設の建設)	対象経費の 3/5 以内 (10 万円未満切り捨て) ※限度額：1,500 万円			
②	補 助 内 示 後	見守り防犯カメラ 設置費補助金	自治会又は 町内会が主 体となった 防犯活動を 支援するた め	① 防犯カメラの 購入及び設置費用 ② 防犯カメラを設 置していること を示す看板の 製作及び設置費用	対象経費の 9/10 以内 ※限度額:30 万円/カメラ1台 ※台数 各年度 1 団体 2 台 まで	概算払い又は 実績報告書 提出後、随 時		交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553
③	随時	位置指定道路整 備事業費補助金 事前調査申込書	良好な市街 地形成確保 と生活の利 便性向上の ため	舗装されていない 位置指定道路のア スファルト舗装工 事等	交付申請額と市長が積算 基準等に基づき別に定め る補助金基準額を比較し て、いずれか少ない額。(千 円未満切り捨て)	実績報告書 提出後、随 時	原則とし て8月末 までに申 請	建設管理課 東館 2 階 ☎643-3167

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
④	随時	防犯灯設置費補助金 【LED 灯での新設】 ※新設は原則として、前年度に要望書を提出し、4 月に決定があったもの	地域が推進する防犯体制を支援するため	自治会・町内会が維持管理する防犯灯の新設の経費 ※LED 灯のみ対象	LED 灯での新設 (共架) 15,000 円 (ポール) 25,000 円	①4～6 月提出分 …8 月交付 ②7～9 月提出分 …11 月交付 ③10～12 月提出分 …2 月交付 ④1～3 月提出分 …5 月交付	維持管理する自治会・町内会が申請。 自治会または町内会が申請した口座へ振込。	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎631-5553

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	集会所設置費 補助金 ※前年度9月に、要望書を提出した自治会・町内会が対象	藤枝市内の 地域住民の 自治意識の 向上及び生 活文化の振 興を推進す るため	集会所新築・改築・ 購入の経費	対象経費の1/3以内 限度額：①②のいずれか多い額 ①800万円 ②世帯数×1万円+600万円 ※生涯学習又は、健康づくり推 進を図るための機能（常設で30 ㎡以上の部屋）を有する場合や、 老人憩いの家を併設・設置した 場合は、加算有り	実績報告書 提出後、随時		協働政策課 東館4階 ☎643-3189
				集会所増築・修繕の 経費 ※緊急時にご相談 ください	対象経費の1/3以内 限度額：「当補助金」と「地域防 災拠点施設整備事業補助金」の 補助金額の合計が3年間で100 万円（老人憩いの家を併設して いる場合で、増築又は修繕をし たときは、補助金額の合計が3 年間で200万円）			
				老人憩いの家（単独） 増築・修繕の経費 ※緊急時にご相談 ください	対象経費の1/2以内 限度額：補助金額の合計が3年 間で100万円			

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	集会所設置費 補助金 ※前年度9月に、要望書を提出した自治会・町内会が対象	藤枝市内の 地域住民の 自治意識の 向上及び生 活文化の振 興を推進す るため	①昭和56年5月31日以前に建築された集会所 ②同日において工事中であった集会所 ①②のうち、耐震診断の結果に基づき行う、耐震補強計画策定、工事に要する経費	耐震補強計画策定費： 対象経費の2/3以内 木造集会所の限度額：20万円 鉄骨造り等の限度額：120万円 耐震補強工事費： 対象経費の1/3以内 限度額：300万円	実績報告書 提出後、随時	耐震診断費用の補助制度については、建築住宅課にご相談ください。	協働政策課 東館4階 ☎643-3189
				老人憩いの家 備品購入の経費	対象経費の1/2以内 限度額：補助金額の合計が 5年間で50万円	実績報告書 提出後、随時		地域包括ケア推進課 西館1階 ☎643-3225

No.	申請 時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑥	随時	地域防災拠点 施設整備事業 補助金 ※前年度9月 に、要望書を提 出した自治会・ 町内会が対象	地 域 防 災 拠 点 施 設 の 防 災 対 策 を 推 進 する ため	【対象施設】 災害時に自主防災会 組織本部を設営する 地区集会所のうち、 下記①②のいずれか のもの ①昭和56年6月1 日以降に建設された 集会所 ②耐震工事を実施済 みの集会所 【対象事業】 ・電源切替工事 ・ガラス飛散防止工事	対象経費の1/2以内 限度額:「当補助金」と「集 会所設置費補助金(増築・ 修繕)」の補助金額の合計 が3年間で100万円 ※老人憩いの家を併設し ている場合で、その部分を 併せて電源切替工事又は ガラス飛散防止工事をし たときの限度額は200万円	実績報告書 提出後、随時		協働政策課 東館4階 ☎643-3189

(3) 市への要望等

No.	申請 時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
①	5 月	治山工事施行 要望書	山林で保全すべき対象 (農林業施設・道路・人 家など) がある	要望書の受理後に、現地調査を行っ た結果、必要と認められるもの ※予算、現場状況、採択基準等に より施行できない場合があります	市が業者に 発注し、 業者に支払 います		農林基盤整備課 南館 1 階 ☎643-3350
②	6 月 頃	原材料支給	受益が 2 戸以上ある農 業用施設を地元で施工 する工事に対するもの ※立会いの上必要と認 められたもの	・申請書提出後、現地審査を実施 ・その年度の申請件数によって 上限額を決定し、その範囲内で必 要とする額	完了報告書 提出後、 業者に対し 支払います		農林基盤整備課 南館 1 階 ☎643-3350
③	随時	重機借り上げ	受益が 2 戸以上ある農 業用施設工事の重機等 借上げに対するもの ※立会いの上必要と認 められたもの	申請書提出後、現地審査を実施	市が業者に 発注し、 業者に支払 います		農林基盤整備課 南館 1 階 ☎643-3350

No.	申請 時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
④	随時	土木工事施工申請	・道路側溝の設置等による道路改良や拡幅 ・河川、水路の改修工事 ・堆積した土砂の浚渫 ・農業施設（受益が2戸以上あるもの）	・申請内容に基づき、担当課に要望書を提出。提出後、内容と現地を審査し、緊急度や町内会の優先順位に基づき事業計画を作成し実施 ※提出先が不明な場合は、道路課へ提出してください。 ※利害関係者がいる場合は事前の承諾を得てください ※予算等により施工出来ない場合があります ※実施する場合は全額市費で行います	市が業者に発注し、業者に支払います		道路課 東館2階 ☎643-3169 河川課 東館2階 ☎643-3516 農林基盤整備課 南館1階 ☎643-3350
⑤	随時	公園施設整備申請	・公園施設等の新設 ・公園施設等の改築	- 申請書提出後、内容と現地を審査し、緊急度や必要性に基づき事業計画を作成し実施 ※利害関係者がいる場合は事前の承諾を得てください ※予算等により施工出来ない場合があります ※実施する場合は全額市費で行います	市が業者に発注し、業者に支払います		花と緑の課 東館2階 ☎643-3487

No.	申請 時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
⑥	随時	交通安全施設 設置要望 ※補助金の申請 ではなく設置の 要望	・カーブミラー〔片・両面〕（新設） ・道路区画線（新設・塗直し） ・転落防止柵（新設・補修） ・道路照明灯（新設） ・カラー舗装（新設・塗直し） ・その他安全施設（新設）	要望書提出後、現地を調査し、緊急度の高い箇所から実施 ※利害関係者がいる場合は、事前の承諾を得てください ※予算、現場状況等により施工出来ない場合があります ※実施する場合は全額市費		市が業者に発注し、業者に支払います	建設管理課 東館 2 階 ☎643-3167
⑦	随時	交通規制要望 ※補助金の申請 ではなく規制の 要望	・横断歩道 ・一旦停止 ・交通信号機 ・速度規制 ・その他規制	担当課に提出された要望書を藤枝警察署に提出します。 ※実施する、しないの判断は公安委員会（警察署）が行い、実施は警察署が警察予算で行います		警察が業者に発注し、業者に支払います	建設管理課 東館 2 階 ☎643-3167

(4) 依頼する募金や会費 ※任意であり強制ではありません

No.	時期	名 称	使 途	担当課
①	10月～12月	赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金	【赤い羽根共同募金】 ・福祉施設の機器整備や建物の補修など ・市社会福祉協議会が行う地域福祉活動の推進（地区社協、福祉教育、ボランティア活動、災害ボランティア運営訓練、福祉車両の貸出、生活困窮者の支援、地域で行う福祉推進事業への助成など） ・大規模災害に備える「災害等準備金」 【歳末たすけあい募金】 ・市社会福祉協議会が行う「年越し支援金」として、支援を必要とする世帯へ見舞金贈呈	藤枝市社会福祉協議会 （市共同募金委員会） 福祉センターきすみれ ☎667-2940
②	4月上旬～ 6月末日	環自協会費	環境衛生自治推進協会の運営費、活動費	生活環境課 （環自協事務局） 南館3階 ☎643-3681
③	5月上旬～ 7月上旬	藤枝市社会福祉協議会 会費	・地区社会福祉協議会活動の支援 ・ふれあいサロンやふれあい会食会活動の支援 ・小中学校等での福祉教育推進 ・ボランティア活動の支援 ・生活サポートサービス「キー坊大縁隊」事業など	藤枝市社会福祉協議会 福祉センターきすみれ ☎667-2940
④	5月上旬～ 8月下旬	日本赤十字社会費	・災害救助活動 ・献血事業 ・救急法の講習 ・赤十字奉仕団・青少年赤十字活動 ・国際活動（紛争地域支援）など	福祉政策課 （日赤藤枝市地区事務局） 西館1階 ☎643-3148

1 1. 各種委員一覧 ～市から依頼する各種委員一覧～

各種委員名称	担当課
1. 自治協力委員	協働政策課
2. 藤枝市交通安全指導員	交通安全・地域安全課
3. 藤枝市地域防災指導員	地域防災課
4. 藤枝市環境衛生自治推進協会委員	生活環境課
5. 環境美化推進員	
6. スポーツ推進委員	スポーツ振興課
7. 民生委員・児童委員	福祉政策課
8. 保健委員	健康推進課
9. 藤枝市青少年補導員	生涯学習課
10. 保護司	市民相談センター
11. 人権擁護委員	
12. 行政相談委員	
13. 消防団員	地域防災課

1 2. 各種委員一覧 ～藤枝警察署等から依頼する各種委員一覧～

各種委員名称	担当課
1. 交通安全協会分会員	交通安全協会藤枝地区支部
2. 藤枝警察署地域安全推進員	藤枝警察署・藤枝地区防犯協会

1 1-1. 自治協力委員

担当課	協働政策課（643-3189）																		
根拠法令等	藤枝市自治協力委員設置規則																		
任 期	原則 2 年																		
報 酬	月額 23,000 円 ※委員報酬は、源泉徴収（税率 3.063%）の対象となります。 1 月下旬に、出納室から各自治協力委員宛に、1 年分の源泉徴収額についての通知を送付します。 ※月 1 回開催する自治協力委員会に出席された場合は、自宅から会議会場までの距離に応じて交通費を支給します。																		
業務内容	・ 市民に対する通達事項の周知徹底に関すること （各課より配布物の依頼、月 1 回） （社会福祉事業への協力） ・ 自治会、町内会からの要望などの聴聞処理に関すること ・ 簡易的な調査等に関すること （各課より提出物の依頼） （行政協力団体等の委員の選出の依頼）																		
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	【公務災害を適用】 <table border="1"> <tr> <td>療養補償</td><td>療養に必要な費用</td></tr> <tr> <td>休業補償</td><td>基礎額×60/100×休業日数</td></tr> <tr> <td>傷病補償年金</td><td>等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償年金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償一時金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>介護補償</td><td>介護に要する費用</td></tr> <tr> <td>遺族補償年金</td><td>遺族の人数に応じて</td></tr> <tr> <td>遺族補償一時金</td><td>基礎額×400 又は 基礎額×400－支給済み遺族補償年金額</td></tr> <tr> <td>葬祭補償</td><td>基礎額×30+315,000 円</td></tr> </table>	療養補償	療養に必要な費用	休業補償	基礎額×60/100×休業日数	傷病補償年金	等級に応じて	障害補償年金	障害等級に応じて	障害補償一時金	障害等級に応じて	介護補償	介護に要する費用	遺族補償年金	遺族の人数に応じて	遺族補償一時金	基礎額×400 又は 基礎額×400－支給済み遺族補償年金額	葬祭補償	基礎額×30+315,000 円
療養補償	療養に必要な費用																		
休業補償	基礎額×60/100×休業日数																		
傷病補償年金	等級に応じて																		
障害補償年金	障害等級に応じて																		
障害補償一時金	障害等級に応じて																		
介護補償	介護に要する費用																		
遺族補償年金	遺族の人数に応じて																		
遺族補償一時金	基礎額×400 又は 基礎額×400－支給済み遺族補償年金額																		
葬祭補償	基礎額×30+315,000 円																		
選出人数	各自治会ごとに 1 人																		
選出人数の算出根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		
自治会町内会から選出する根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		

1 1-2. 藤枝市交通安全指導員

担当課	交通安全・地域安全課 (631-5553)											
根拠法令等	藤枝市交通安全指導員会規約											
任 期	原則 2 年											
報 酬	活動実績に応じて藤枝市交通安全指導員会の事業予算内で報償支給 例：令和 5 年度は、月 5,000 円（上限）／年で支給											
業務内容	市民の交通知識と交通道徳の高揚を図り、交通安全の確保を推進するため次の事項を遂行する。 ①街頭における交通指導 ・セーフティスクールゾーン運動（1 学期間集中的に行う街頭指導） ・各季交通安全運動・交通事故ゼロの日・県交通指導員会一斉街頭指導 ・新入学児童・保護者に対する交通事故防止キャンペーン活動 ②市民に対する交通安全教育 ・「交通安全リーダーと語る会」における交通安全指導 ③その他、市民の交通安全の確保 ・地元自治会等関係団体からの派遣要請による地域の行事等における交通事故防止活動（街頭指導） ※業務は、制服を着用して行います。 											
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	●委嘱 各小学校区の自治会の推薦を受けて、藤枝市交通安全対策協議会長（市長）が委嘱 ●ボランティア保険 補償金額 <table><tr><td>死亡・後遺障害</td><td>通院</td><td>入院</td><td>賠償責任（対人・対物）</td></tr><tr><td>3,000 万円</td><td>5,000 円/日</td><td>8,000 円/日</td><td>2 億円（上限）</td></tr></table> 補償期間：1 年(毎年更新)				死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）	3,000 万円	5,000 円/日	8,000 円/日	2 億円（上限）
死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）									
3,000 万円	5,000 円/日	8,000 円/日	2 億円（上限）									
選出人数	地元自治会と交通安全指導員会（主に各小学校区班長）において協議の上、必要と認めた人数											
自治会町内会から 選出する根拠	藤枝市交通安全指導員は、地元における児童・生徒等の安全確保のために街頭指導を実施するなど地域に密着した活動を行っているため。											

1 1-3. 藤枝市地域防災指導員

担当課	地域防災課（643-2110）								
根拠法令等									
任 期	概ね3年以上（諸事情による場合は、その限りではない）								
報 酬	なし								
業務内容	・ 自主防災会長の補佐役 ・ 自主防災組織に対する個別指導 ・ 地域、事業所における実践的な訓練の普及促進 ・ 県や市からの防災情報の伝達、提供、広報、主要施策の推進協力								
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	【講習受講者】 講習受講期間において傷害保険に加入 <table> <tr> <td>死亡・後遺障害見舞金</td><td>900 万円（疾病 720 万円）</td></tr> <tr> <td>入院見舞金（日額）</td><td>3,500 円（疾病 2,800 円）</td></tr> <tr> <td>通院見舞金（日額）</td><td>2,000 円（疾病 1,600 円）</td></tr> <tr> <td>賠償責任保険</td><td>1 億 5,000 万円</td></tr> </table>	死亡・後遺障害見舞金	900 万円（疾病 720 万円）	入院見舞金（日額）	3,500 円（疾病 2,800 円）	通院見舞金（日額）	2,000 円（疾病 1,600 円）	賠償責任保険	1 億 5,000 万円
死亡・後遺障害見舞金	900 万円（疾病 720 万円）								
入院見舞金（日額）	3,500 円（疾病 2,800 円）								
通院見舞金（日額）	2,000 円（疾病 1,600 円）								
賠償責任保険	1 億 5,000 万円								
選出人数	各自主防災会概ね2名以上								
選出人数の 算出根拠	自主防災会長の補佐として業務を執行するために必要な人数								
自治会町内会から 選出する根拠	自主防災会長の補佐役として活躍していただくため。								

1 1-4. 藤枝市環境衛生自治推進協

担当課	生活環境課（643-3681）								
根拠法令等	藤枝市環境衛生自治推進協会規約								
任 期	原則 2 年								
報 酬	委員日当（会議）1,000 円／回								
業務内容	・ごみの分別について、排出者に対し集積所での指導、管理に関すること ・町内会内の環境衛生及び美化に関すること （防虫防疫等の薬剤散布、側溝清掃、空き地や不法投棄の監視） ・ごみ集積所の維持管理に関すること ・環境衛生事業への協力等								
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	民間保険会社のボランティア保険に加入 <table border="1"> <tr> <td>賠償</td><td>1 億 5 千万円</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>650 万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>4,500 円／日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>2,500 円／日</td></tr> </table>	賠償	1 億 5 千万円	死亡	650 万円	入院	4,500 円／日	通院	2,500 円／日
賠償	1 億 5 千万円								
死亡	650 万円								
入院	4,500 円／日								
通院	2,500 円／日								
選出人数	各町内会ごとに概ね 1 名 役員等含め全体で 226 名								
選出人数の 算出根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第 4 条 各町内会を班とし、各班に委員をおく								
自治会町内会から 選出する根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第 4 条 委員は町内会の環境衛生に関する事業を推進する								

1 1-5. 環境美化推進員

担当課	生活環境課（643-3681）								
根拠法令等	まちをきれいにする条例								
任 期	原則 2 年								
報 酬	なし								
業務内容	●環境美化活動 ・環境美化の指導、ごみのポイ捨てに対する注意・指導 ・町内会内での不法投棄、落書き、不適切な管理の空き地などの通報 ・毎年 5 月最終日曜日に実施する、統一美化キャンペーンへの協力								
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	市長より委嘱状交付 民間保険会社のボランティア保険に加入 <table border="1"> <tr> <td>賠償</td><td>1 億 5 千万円</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>650 万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>4, 500 円/日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>2, 500 円/日</td></tr> </table>	賠償	1 億 5 千万円	死亡	650 万円	入院	4, 500 円/日	通院	2, 500 円/日
賠償	1 億 5 千万円								
死亡	650 万円								
入院	4, 500 円/日								
通院	2, 500 円/日								
選出人数	・各町内会ごとに 1 名（小石川町内会は 2 名） ・各保勝会より概ね 1 名 合計 219 名								
選出人数の 算出根拠	まちをきれいにする条例 第 7 条 各地区において環境美化活動を推進するのに必要な人数								
自治会町内会から 選出する根拠	まちをきれいにする条例 第 7 条 各町内会ごとに環境美化活動を推進してもらうため								

1 1-6. スポーツ推進委員

担当課	スポーツ振興課（643-3126）																							
根拠法令等	藤枝市スポーツ推進委員規則																							
任 期	原則 2 年																							
報 酬	委員報酬(会議)5,000 円／回(委員長 5,500 円) 指導謝礼(実技)3,000 円／回																							
業務内容	①会議:委員会(年 7 回／全員) 運営委員会（年 7 回／運営委員のみ） ②スポーツの実技指導を行うこと ・ペタンク・ワンバウンドふらば～るバレーボール等各種教室・大会の運営（教室：前期 5 月～6 月、後期 9 月～10 月、各 7 回程度実施） ③スポーツ活動促進のための組織の育成を図ること ・地域のスポーツクラブ等の育成 ④学校等の教育機関、地区交流センター等の行政機関及びスポーツ団体やその他の団体が行う行事、事業に関し協力すること ・スポーツ&健康フェスタ、藤枝リパティ駅伝、ふじえだマラソン等 ⑤市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること ⑥スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと																							
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	【スポーツ安全保険】 ■傷害保険（金額） <table><tr><th colspan="2">64 歳以下</th><th colspan="2">65 歳以上</th></tr><tr><td>死亡</td><td>2,000 万円</td><td>死亡</td><td>600 万円</td></tr><tr><td>後遺障害（最高）</td><td>3,000 万円</td><td>後遺障害（最高）</td><td>900 万円</td></tr><tr><td>入院（1 日につき）</td><td>4,000 円</td><td>入院（1 日につき）</td><td>1,800 円</td></tr><tr><td>通院（1 日につき）</td><td>1,500 円</td><td>通院（1 日につき）</td><td>1,000 円</td></tr></table> ■賠償責任保険 ■突然死葬祭費用保険 ※公務災害も適用可能				64 歳以下		65 歳以上		死亡	2,000 万円	死亡	600 万円	後遺障害（最高）	3,000 万円	後遺障害（最高）	900 万円	入院（1 日につき）	4,000 円	入院（1 日につき）	1,800 円	通院（1 日につき）	1,500 円	通院（1 日につき）	1,000 円
64 歳以下		65 歳以上																						
死亡	2,000 万円	死亡	600 万円																					
後遺障害（最高）	3,000 万円	後遺障害（最高）	900 万円																					
入院（1 日につき）	4,000 円	入院（1 日につき）	1,800 円																					
通院（1 日につき）	1,500 円	通院（1 日につき）	1,000 円																					
選出人数	58 名（市推薦 6 名、自治会推薦 52 名【各自治会 1 名ずつ】）																							
選出人数の算出根拠	藤枝市スポーツ推進委員規則により全体人数について 60 名以内と規定。各自治会 1 名の選出については、市及び地区において、スポーツの普及・推進を行うために必要な人数。																							
自治会町内会から選出する根拠	①スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの普及・推進を図るという大きな役割があり、自治会という単位にスポーツ推進委員が 1 名いるということは非常に重要なことであること。 ②スポーツ推進委員には、地域における先導役、また行政とのパイプ役としての役割が求められている。（非常勤公務員としての位置付け） ③自治会等に交付する地域スポーツ振興交付金の有効活用を図るため、スポーツ推進委員が活用方策の企画・提案、運営・実施などを担う中心的な役割が求められている。																							

1 1-7. 民生委員・児童委員

担当課	福祉政策課（643-3148）
根拠法令等	民生委員法、児童福祉法
任 期	原則 3 年間
報 酬	民生委員法第 10 条の規定により報酬なし （但し、年 5 万円程度の活動費を支給）
業務内容	◆会議 ・地区定例会（年 12 回／全員） ※地区民児協により異なりますので、民児協会長にご確認ください。 ・主任児童委員連絡会（年 12 回／主任児童委員のみ） ◆民生委員・児童委員の職務 ・地域住民の生活状態を必要に応じ適切に把握 ・援助を必要とする人に生活相談、助言、そのほかの援助 ・援助を必要とする人に福祉サービスの情報提供 ・関係行政機関の業務に協力 ・社会福祉事業者等と連携した事業実施、活動への支援 ・住民の福祉増進を図るための活動 ・児童の健全育成に関する活動への援助、協力 ◆主任児童委員の職務 ・児童福祉関係機関と地区担当民生委員・児童委員との連絡調整 ・地区担当民生委員・児童委員の活動に対する援助、協力
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	厚生労働大臣・県知事による委嘱 （地方公務員法第 3 条第 3 項の非常勤特別職の地方公務員に該当→行政実例による） ◆ボランティア活動保険基本プラン、民生委員・児童委員活動保険に加入 死亡保険金、後遺症障害保険金、入院保険金、通院保険金、賠償責任保険金 ◆全国民生委員互助共励事業 公務給付（死亡弔慰、傷病見舞） 一般給付（死亡弔慰、傷病見舞、災害見舞、退任慰労）
選出人数	市内全域で 244 名（民生委員法第 4 条による） ※24 名の主任児童委員含む※令和 7 年 12 月 1 日から 247 名（予定）
選出人数の 算出根拠	人口 10 万人以上の市の場合、170 から 360 までの世帯ごとに民生委員・児童委員 1 名 主任児童委員は、民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された地区民児協（12 地区）の規模により、 民生委員・児童委員の定数 39 人以下の場合は 2 人、民生委員・児童委員の定数 40 人以上の場合は 3 人。
自治会町内会から 選出する根拠	業務に適した人物を選出するため、地域事情に精通している自治会 町内会の選出としている。
参考	民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。 条例を定めるに当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、区域を 管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

1 1-8. 保健委員

担当課	健康推進課（645-1111）																		
根拠法令等	藤枝市保健委員設置要綱、藤枝市保健委員連絡協議会会則																		
任 期	原則 2 年																		
報 酬	なし（ただし、年 3 回行う連絡協議会役員会の出席謝礼あり）																		
業務内容	・ 地域住民の健康増進 ・ 健康づくりに関する知識の習得 ・ 行政の行う保健事業の啓蒙及び連絡協力 ・ 結核など感染症予防の普及啓発 等																		
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	市長より委嘱状交付 公務災害を適用 その他、民間保険会社を利用 【役員】 会議・イベント開催時（往復途上補償あり） <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>5,000 円／日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>3,000 円／日</td></tr> </table> 【委員】 研修会及び活動報告会の 2 日間（往復途上補償あり） <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>5,000 円／日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>3,000 円／日</td></tr> </table> 【委員】 保健講座参加（6 月～12 月）（往復途上補償なし） <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>5,000 円／日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>3,000 円／日</td></tr> </table>	死亡・後遺障害	350 万円	入院	5,000 円／日	通院	3,000 円／日	死亡・後遺障害	350 万円	入院	5,000 円／日	通院	3,000 円／日	死亡・後遺障害	350 万円	入院	5,000 円／日	通院	3,000 円／日
死亡・後遺障害	350 万円																		
入院	5,000 円／日																		
通院	3,000 円／日																		
死亡・後遺障害	350 万円																		
入院	5,000 円／日																		
通院	3,000 円／日																		
死亡・後遺障害	350 万円																		
入院	5,000 円／日																		
通院	3,000 円／日																		
推薦人数	◎自治会長 ◎町内会代表（町内会長又はそれぞれの町内会の区域内に居住する住民のうちから町内会代表として町内会長の推薦を受けた者） ◎居住する町内会から推薦を受けた者（上記に掲げる者を除く）																		
推薦人数の算出根拠	藤枝市保健委員設置要綱第 3 条																		
自治会町内会から推薦する根拠	藤枝市保健委員設置要綱第 3 条																		

1 1-9. 藤枝市青少年補導員

担当課	生涯学習課（643-3047）								
根拠法令等	藤枝市青少年補導センター設置要綱								
任 期	原則 2 年（要綱第 5 条第 3 項）								
報 酬	なし（補導員地区活動費を各地区補導員会に支払っています。）								
業務内容	補導とは、考えや行動が悪いほうへ進まないように、教え導くことです。青少年の非行化を防ぎ、良い方向へ導くことを目的に、見守り、声かけを行います。 ・自治会支部ごとに地区補導員会を設置しています。 （瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、西益津、藤枝、青島、高洲、大洲、岡部） ・各地区補導員会で、毎月定例会（計画・連絡及び情報交換）があります。 ・街頭補導活動を月 1～2 回程度、主に夜間（19 時～22 時頃）に行います。 （各地区の計画に基づき実施。地元及び近隣地区を徒歩による巡回補導のほか、青色回転灯装着車両によるパトロールも行います。） ・地域の環境浄化活動（白ポストでの有害図書類の回収） ・その他、地域の祭典、花火大会等での帰宅指導、夜間営業施設への立入調査、学校長期休業前の県内一斉補導があります。								
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	市長より委嘱状交付 その他、民間保険会社を利用 ボランティア活動（地区補導活動） <table border="1"> <tr> <td>共通賠償（1 事故）</td><td>1 億 5 千万円</td></tr> <tr> <td>死亡・後遺障害</td><td>800 万円</td></tr> <tr> <td>傷害・入院</td><td>4,500 円／日</td></tr> <tr> <td>傷害・通院</td><td>2,000 円／日</td></tr> </table>	共通賠償（1 事故）	1 億 5 千万円	死亡・後遺障害	800 万円	傷害・入院	4,500 円／日	傷害・通院	2,000 円／日
共通賠償（1 事故）	1 億 5 千万円								
死亡・後遺障害	800 万円								
傷害・入院	4,500 円／日								
傷害・通院	2,000 円／日								
選出人数	市内全域で 250 人以内 補導員の活動においては、青少年への見守り・声かけ、地区内での連携などに経験を積むことが必要であるため、できれば複数任期にわたり従事できる方をお願いします。 また、青少年の非行・被害防止と健全育成活動推進のため、現状の人員を維持する方向での選出をお願いします。								
選出人数の 算出根拠	青少年補導センター設置要綱 第 5 条 第 1 項 「青少年の補導活動及び防犯パトロールを行うため、センター職員のほか、250 人以内の補導員を置く。」								
自治会町内会から 選出する根拠	藤枝市青少年補導センター設置要綱 第 5 条 第 2 項 「補導員は、自治会長又は小学校・中学校及び高等学校の学校長及び当該学校の P T A 会長の推薦により、市長が委嘱する。」								

1 1-1 0. 保護司

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	保護司法（昭和 25 年 1950 年制定）
任 期	原則 2 年 （就任月日 偶数年 5/25～、11/1～ 奇数年 7/1～、10/12～）
報 酬	保護司法第 1 1 条の規定により報酬なし
業務内容	①保護司活動（保護観察所からの依頼） ・保護観察になった人への助言や指導 ・刑務所や少年院など（矯正施設）に入っている人の出所後の生活環境等の調整 ②藤枝地区保護司会の活動 ・地域での犯罪予防の啓発活動 ・その他保護司活動に必要な関係者や関係機関との連絡・協議と研修会の実施
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	・法務大臣が委嘱した更生保護ボランティア ・身分は、非常勤の国家公務員 ・給与支給はなし ・活動経費は保護司法の規定により実費が国から支給される ・保護司として活動中に怪我などをしたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられる
選出人数	市内全域で 39 人 最初の委嘱時は委嘱日に 66 歳以下。再委嘱時は 76 歳未満。
選出人数の算出根拠	保護司法 第 2 条 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。 （地域に偏りが出ないように、欠員補充している）
自治会町内会から選出する根拠	保護司は、その活動内容から、地域とのつながりも深く、地域での社会的信望や社会奉仕に熱意のある人が望ましいため、自治会・町内会から推薦してもらっている。

1 1-1 1. 人権擁護委員

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	人権擁護委員法（昭和 24 年 1949 年制定）
任 期	原則 3 年（就任月日 4/1～、7/1～、10/1～、1/1～）
報 酬	人権擁護委員法第 8 条の規定により報酬なし
業務内容	・ 地域での人権意識を高めるための啓発活動 街頭啓発 人権の花運動 人権教室 など ・ 地域のみなさまからの相談員 静岡地方法務局常駐相談 特設相談 藤枝市のよろず相談 ・ その他関係機関との連携
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	・ 法務大臣が委嘱した民間のボランティア 〈委嘱までの流れ〉 自治会支部から推薦 ⇒ 市議会への諮問と承認 ⇒ 法務局へ申請 ⇒ 法務大臣が委嘱 ・ 給与支給はなし ・ 予算の範囲内において、業務の遂行に必要な費用は一定の基準により実費が国から支給される。 ・ 活動を行うために要する費用は国から支給される ・ 人権擁護委員としての活動中（業務遂行場所への往復途上を含む）急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に対して、加入している行政協力員団体傷害保険から補償が受けられる
選出人数	市内全域で 12 人 （藤枝、青島、高洲地区は各 2 人。瀬戸谷・稲葉、葉梨、広幡、西益津、大洲、岡部地区は各 1 人。）新任の候補者は 68 歳以下の人。再任以降は 75 歳未満の人。
選出人数の算出根拠	市町ごとの定数は、人権擁護委員法 第 4 条第 2 項の規定に基づく「人権擁護委員定数規程」による。 （藤枝市内の各地区ごとの委員数は、市全体のバランス等を考慮して定めている。）
自治会町内会から選出する根拠	人権擁護委員は、その活動内容から地域での社会的信望や社会奉仕に熱意のある人が望ましいため、自治会町内会から推薦してもらっている。

1 1-1 2. 行政相談委員

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	行政相談委員法（昭和 41 年 1966 年制定）
任 期	原則 2 年（就任月日 4/1～）
報 酬	行政相談員法第 8 条の規定により報酬なし
業務内容	・国の行政機関等の業務に対する苦情や要望などの相談に応じ、公平・中立の立場から斡旋（申出人に必要な助言、関係行政機関等に苦情を通知し、解決を促進） ・行政相談委員業務の啓発及び宣伝 ・藤枝市よろず相談員 ・市内イベント会場での啓発
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	・総務大臣が委嘱した民間有識者 ・予算の範囲内において、業務の遂行に必要な費用は一定の基準により実費が国から支給される。 活動経費：相談事案の処理 1 件 250 円 定例相談所・広報活動への交通費日額 1,400 円 総務省主催の会議、研修会への交通費全額 ・行政相談委員としての活動中（業務遂行場所への往復途上を含む）に怪我などをしたときは、加入している傷害保険から補償が受けられる。
選出人数	市内全域で 4 人 地区別ブロック（瀬戸谷・稲葉・西益津・藤枝）、（葉梨・広幡・岡部）、（青島）、（高洲・大洲）各 1 人。 原則として新規の委嘱時は委嘱日に 65 歳以下。再委嘱時は 80 歳未満。
選出人数の 算出根拠	行政相談委員の数の定め等に関する規程 市町ごとに定める委員の数は、国がその地域の人口、交通その他の事情に応じ、かつ委員活動の活性化等を考慮して定める。
自治会町内会から 選出する根拠	行政相談委員は、地域における知名度が高く委員活動に関心を持ち、地域住民に密着した活動を行っている人が望ましいため、自治会・町内会から推薦してもらっている。

1 1-1 3. 消防団員

担当課	地域防災課（643-2100）	
根拠法令等	藤枝市消防団の設置等に関する条例（消防団条例）	
任 期	班長以上の階級にあつては一期４年（再任を妨げない）	
報 酬	団 長	100,000 円
	副団長	85,000 円
	分団長	65,000 円
	副分団長	50,000 円
	班 長	40,000 円
	団 員	36,500 円（機能別団員 15,000 円）
	災害出動	8,000 円／回 ※ただし、出動時間 4 時間未満は 4,000 円
	その他の出動	3,000 円
業務内容	災害対応(火災、自然災害等)	
	火災予防広報活動(火災予防週間)	
	消防団員勧誘活動	
	消防活動訓練	
	各種警戒活動	
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	消防団員等公務災害補償条例を適用	
	・ 障害補償	
	・ 休業補償	
	・ 療養補償	
	・ 傷病補償年金	
	・ 介護補償	
	・ 遺族補償	
	・ 葬祭補償	
選出人数(条例定数)	市内全域で 605 人	
管轄区域及び 階級別の定員	藤枝市消防団規則 5 条（管轄区域）	
	藤枝市消防団規則 7 条（定員）	
	団 長	1 人
	副 団 長	3 人
	分団長	28 人
	副分団長	20 人
	班 長	32 人
団 員	521 人	

1 2-1. 交通安全協会分会員 ※交通安全協会（警察署内）

担当課	交通安全協会藤枝地区支部 【TEL】 6 4 1 - 2 0 1 1
根拠法令等	(一財)静岡県交通安全協会藤枝地区支部規約
任 期	2 年（規約第 1 5 条）※ただし再任は妨げない
報 酬	なし
活動内容	○住民に対する交通法規の普及及び交通指導 交通安全運動、交通事故ゼロの日、死亡事故多発警報発令時の活動、就学児童・生徒の交通事故防止、自転車の安全利用等の指導、幼児・園児・高齢者に対する交通安全教育活動 ○交通安全に関する調査・研究及び広報活動 交通死亡事故現場診断、事故統計、各種広報活動 ○その他支部の目的達成に必要な事業 市及び町内会、自治会並びに各種団体、機関からの派遣要請による地域住民に対する交通安全保護活動
身分補償 (活動中及び往復路 の災害についての 補償)	○傷害補償（生命保険会社と契約） 支部役員全員が普通傷害保険（往復路の災害補償にも対応）に加入 死亡・後遺障害・入院・通院の程度に応じて補償
選出人数	各地区ごとに人数の規定はないが市内全域で 170 名以上 270 名以内 各町内会において必要とする人数を自治会・町内会で選出
選出人数の 算出根拠	各地区ごとに人数の規定はない。 市内 1 1 地区において活動を行うに必要な人数を地域ごとに偏りが出ないように選出。 尚、活動に支障をきたさないため欠員が生じた場合は年度途中でも随時補充 (規約第 8 条) 支部に次の役員を置く 支部長 1 名 副支部長 3 名以上 5 名以内 常任理事 20 名以上 50 名以内（支部長、副支部長、支部役員を含む） 理事 50 名以上 60 名以内 評議員 100 名以上 160 名以内 監事 3 名 上記の内業態別役員は常任理事 8 名、理事 5 名
自治会・町内会か ら選出する根拠	規約第 1 2 条（評議員） 第 1 2 条 評議員は、構成員の中から地区別、業態別等を加味して選出された者、その他適当と認められる者を支部長が委嘱する。 ※地区活動での適任者について、自治会・町内会で推薦した者

1 2-2. 藤枝警察署地域安全推進員※藤枝警察署、藤枝地区防犯協会（警察署内）

担当課	藤枝警察署生活安全課【TEL】641-0110 藤枝地区防犯協会【TEL】646-9910
根拠法令等	藤枝警察署管内地域安全推進員の設置及び運営要領
任 期	1 年（再任を妨げない）
報 酬	なし
業務内容	安全で住みよい地域社会を実現するために、防犯パトロール等地域の見守り活動を自主的に行います。 各交番・駐在所単位で、地域安全活動のリーダーとして活動するもので、警察署長と地区防犯協会長が連名で委嘱します。 自主的な犯罪等防止活動の例 ・ 青色回転灯装着車を使用しての通学路等のパトロール ・ 犯罪発生情報などの地域住民への伝達・防犯広報 ・ 祭礼等の警戒 ・ 「特殊詐欺被害発生ゼロの日」キャンペーン ・ 子ども見守り活動
身分補償 （委員の業務上、及び往復路の災害についての補償）	防犯協会員団体総合補償保険加入
選出人数	各地区（交番、駐在所単位で選出） 人数の規定はない（令和 6 年度 180 名）
選出の時期・方法	現任者の退任時に、藤枝警察署（交番・駐在所含む）または藤枝地区防犯協会から後任者の推薦依頼があった場合には、御協力をお願いいたします。